

令和2年2月29日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士による「セクハラ・パワハラ・労働環境等に関する無料電話相談」

2 開催日時

令和2年2月29日(日)10:00～16:00

3 開催趣旨

近年、アルバイト従業員が賃金に見合わない、正社員並みの義務や営業ノルマを課せられたり、健康に支障をきたすほどの長時間労働が強いられるブラックバイトやブラック企業と呼ばれる労働環境が問題となっている。

いざ従業員が仕事を辞めたくて職場に相談をしても、「無責任だ」「常識がない」などと会社から責められてしまい、自分の力だけでは辞められず、退職代行サービスを用いる等、大きな社会的問題も発生している。

また、令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となる。

そこで、職場でのハラスメント・労働環境の問題について、被害者から相談を受け、法的な支援を行うことを目的に電話相談会を行った。

なお、本相談会は日本司法書士連合会が要請している人権侵犯被害救済モデル会事業として行っており、当会は、法務局における人権侵犯救済手続の申立による支援の検討についてモデル会となった。

4 相談件数
合計 12 件

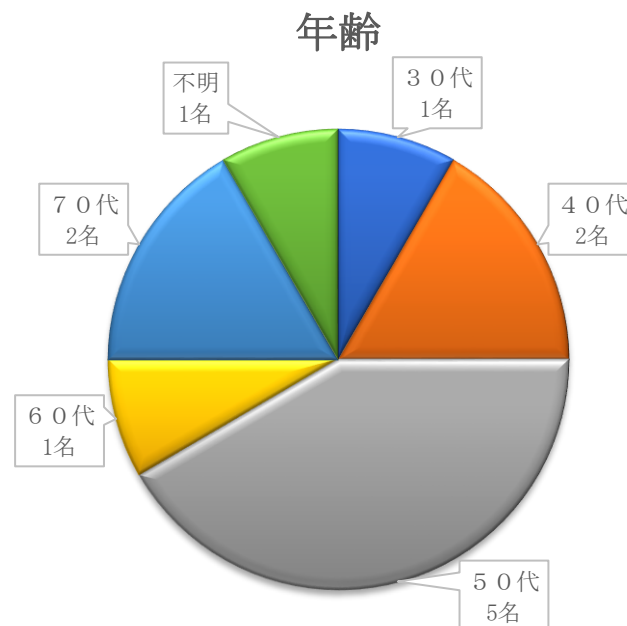
(1) 性別

男性 4 名 女性 8 名



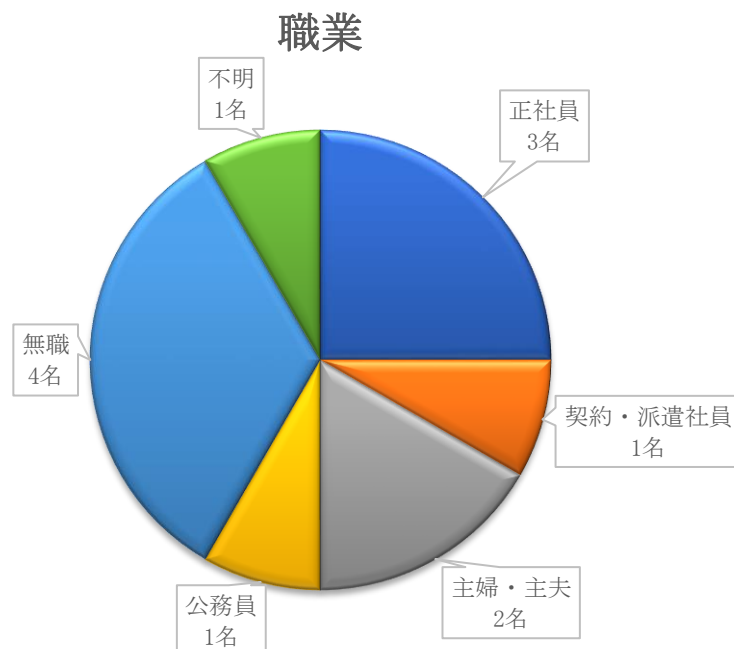
(2) 年齢

30代 1名 40代 2名 50代 5名 60代 1名
70代 2名 不明 1名



(3)職業

正社員	3名	契約・派遣社員	1名	主婦・主夫	2名
公務員	1名	無職	4名	不明	1名



5 主な相談内容

以下のような相談が寄せられた。

- ・会社における上司や従業員からのハラスメントについて。
- ・雇用契約時には知らされていなかった特殊な作業をさせられている。かなりの精神的苦痛を伴う作業であり、困っている。
- ・繁忙期に従業員の給与が上がるが、自分だけ給与が上がらなかったのは不当では。
- ・子が就職で家を出たが、住所を移転する必要があるのか。
- ・障害者雇用枠で採用されたが、一般の職員と同じ勤務をさせられており、障害を考慮してもらえない。
- ・態度の悪い職員がいて、社内の同僚もストレスを感じている。
- ・職場の人間関係に悩んでいる。
- ・職場で同僚が同僚を責めているがパワハラに該当するのではないか。
- ・会社に空調機器がなく、不便を強いられている。夏場をどうすごしたらいいのか。誰に相談すればいいのか。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

ハラスメント防止法の施行が新聞で取り上げられ、労働者にも労働環境の改善について関心があることが分かった。

電話の相談内容については、労働以外の相談もあったが、ハラスメントにあたる事案もあり、司法書士としてどう対応すべきか苦慮するケースもあった。

現在、当会の社会問題対策委員会では、労働問題に関する事業にはあまり取り組んでいないが、今後はますます労働環境に関する相談が増えていくことが予想される。司法書士として、法的な紛争だけではなく、人権侵害にあたるようなハラスメントや差別等の事例については法務局での人権侵犯救済手続の支援を行うことも十分検討できる。

7 相談会の様子



個人情報保護のため、画像を加工しています。